

生駒市規則第6号

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月13日

生駒市長 山下 真

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則（平成24年6月生駒市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「500円」を「510円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「4,100円」を「4,220円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表第1の2の表中「2,000円」を「2,060円」に、「600円」を「620円」に、「900円」を「930円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「700円」を「720円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第1の3の表中「200円」を「210円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第1の4の表中「3,900円」を「4,010円」に、「700円」を「720円」に、「400円」を「410円」に、「600円」を「620円」

に、「2,000円」を「2,060円」に、「1,300円」を「1,340円」に、「200円」を「210円」に改め、同表備考に次のように加える。

3 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の1の表中「500円」を「510円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「4,100円」を「4,220円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の2の表中「1,400円」を「1,440円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「600円」を「620円」に、「900円」を「930円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「700円」を「720円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の3の表中「200円」を「210円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の4の表中「3,900円」を「4,010円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「700円」を「720円」に、「400円」を「410円」に、「600円」を「620円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「1,300円」を「1,340円」に、「200円」を「210円」に、「1,700円」を「1,750円」に、「2,200円」を「2,260円」に、「2,600円」を「2,670円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「300円」を「310円」に改め、同表備考に次のように加える。

4 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3中「600円」を「620円」に、「200円」を「210円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。

2 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第4中「400円」を「410円」に、「200円」を「210円」に、「1,000円」を「1,030円」に改め、「(生駒市小平尾南体育館に係るものを除く。以下同じ。)」を削り、同表備考に次のように加える。

3 この表の使用料等の額には、消費税等相当額を含む。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則別表第1から別表第4までの規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料等(生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則第1条に規定する使用料等をいう。以下同じ。)について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。